



案内

木造住宅の耐震診断・改修を

住まい政策課住宅計画係
 ☎22・1178
 昭和56年5月以前に建築された木造住宅は地震への強度が不足している可能性があります。安全で安心できる住まいや暮らしを確保

雨水貯留タンクなどの設置費用を補助

生活排水対策室経営企画課業務係
 ☎22・7519
 公共下水道事業計画区域内で、雨水貯留タンクなどを本年度内に設置する方に、補助金を交付します。

するため、耐震診断・改修の実施をお願いします。
 ※詳しくは、同課へ。

6月は食育月間、毎月19日は食育の日です
 生涯にわたって生き生きと暮らすことができるよう、普段の食生活について考えてみましょう



お知らせ Information

いわき市民コミュニティ放送 (76.2MHz)

▶市政情報番組「いわきWith」
 毎週月曜日 19:00~19:30
 毎週金曜日 13:00~13:30 (再放送)
 毎週土曜日 8:30~9:00 (再放送)

▶GOOD DAY いわき プラス
 月~金曜日 7:45~/12:10~ (再放送)

ラジオ福島 (1431KHz・90.2MHz)

市政情報番組 毎週土曜日 8:55~

市政だより

福島放送 6月12日(土) 11:40~

7月10日(土) 11:40~

福島中央テレビ 6月19日(土) 9:25~

福島テレビ 6月20日(日) 13:55~

テレビユー福島 6月26日(土) 9:25~

シルミルいわき

福島テレビ 6月27日(日) 13:55~

※変更となる場合がありますので、広報広聴課広報係(☎22-7402)へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

今月の納期 (納期限 6月30日(水))

市・県民税 第1期
 下水道事業受益者負担金 第1期

いわき市の人口と面積	人口 334,745人 (- 37)
	男 165,730人 (+ 24)
	女 169,015人 (- 61)
	世帯数 144,377世帯 (+ 258)
	面積 1,232.26km ²
	令和3年5月1日現在/(前月比)

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・変更となる場合がありますので、事前に各担当へお問い合わせください。

リレートーク 286

花を栽培するように 優しい気持ちで



高野政義さん
 いわき人権擁護委員協議会会長。
 川内村出身。同協議会はいわき部会20人、双葉(8町村)部会25人の計45人で活動している。

Q 人権擁護委員とはどのような活動をするのですか。
 人権擁護委員は法務大臣から委嘱され、主に、人権に関する相談業務や人権の考えを広めたりする啓発活動を実施しています。いわき人権擁護委員協議会は、子ども人権委員会、男女共同参画委員会、高齢者・障がい者委員会が構成され、多種多様な知識や経験を持つ人権擁護委員が互いに情報共有を図りながら活動しています。
 相談業務は、法務局での常設相談や各公民館での特設相談のほか、社会福祉施設などで行っています。人権啓発は、社会福祉施設や地区で行われるイベントなどの機会を捉えて行ったり、街頭啓発活動を行ったりしています。また、小・中学生



人権教室に真剣に取り組む三和小学校の児童

には人権教室や人権作文コンテスト、人権の花運動などの取り組みを行っています。
 Q 「人権教室」とは何ですか。
 人権教室は、はじめなどの人権問題について考える機会を作り、相手への思いやりの心や命の尊さを学ぶことなどを目的に、全国的に実施され、私たちは、年間約七十回程度行っています。
 いじめや差別、人権について考えるというものが大半ですが、時代や環境の変化に伴い、インターネットによる誹謗中傷をしないこと、SNS(会員制交流サイト)の正しい使い方などを教えることが多くなりました。
 そのため、私たちは、学校の希望に応じられるよう、また、複雑化



小川小学校の児童と一緒に花の苗を植え、人権への思いを深める「人権の花運動」

多様化する相談業務を行えるよう、研修会を開催し、日々自己研さんをしていきます。
 Q 誰かを傷つけることのないよう、気を付けることは何でしょうか。
 花を栽培するように優しい気持ちで、互いの違いを認め合い、相手の気持ちを考え、思いやることのできる心を育むことが大切だと思います。私たちは、今後も、法務局や市町村、各関係機関と連携し、今までに積み上げてきた事業などを継承しながら、人権擁護委員を知っていたいく活動を行うとともに、新たな課題となっている新型コロナウイルス感染症に対する偏見や差別をなくすための取り組みを行ってまいります。困り事など一人で悩まず、気軽に相談してください。

○お問い合わせ 福島地方務局いわき支局 ☎23-1651

市立図書館

市の感染拡大防止一斉行動に伴い、休館になっている場合があります。利用する場合は、事前に各図書館にお問い合わせください。

館名	電話番号
総合図書館	☎22-5552
小名浜図書館	☎54-9257
勿来図書館	☎62-7431
常磐図書館	☎44-6218
内郷図書館	☎45-1030
四倉図書館	☎32-5980



ブロック塀などの撤去を支援

建築指導課指導係
☎22・7516

地震によりブロック塀などが倒壊し、人命に関わる重大な事故や、緊急車両の通行や避難の妨げになることを未然に防ぐため、撤去の支援をしています。

個人が所有する高さが1m以上のブロック塀などで、地震による倒壊の恐れがあり、道路に面しているもの（高さを1m未満に部分撤去するものを含む）

撤去費用の2分の1または塀の延長に1m当たり5千円を乗じた額のいずれか少ない額（上限10万円）

まち・未来創造支援事業

まちづくりの活用を
☎22・7414

まちづくりのための取り組みや地域課題解決のための活動を支援する「まち・未来創造支援事業」と、まちづくりを担う人材育成を支援する「明日をひらく人づくり事業」の対象となる、市民活動への補助を7月1

件50件程度（先着順）
申請に備え付けの申請書（市ホームページからも入手可）に必要事項を記入し、同課へ持参提出
期6月15日（火）～11月30日（火）

地域振興課地域振興係

まちづくりの活用を

市長の資産などを公開

情報公開センター ☎22-7436

「政治倫理の確立のためのいわき市長の資産等の公開に関する条例」の規定に基づき、市長の資産等変更報告書、所得等報告書、関連会社等報告書を公開します。

☎6月30日（水）～
☎情報公開センター（本庁舎1階）

ポリ塩化ビフェニール（PCB）使用機器の確認を

廃棄物対策課指導係
☎22・7604

昭和52年以前の事業用建築物の照明器具などには、PCBが含まれる可能性があります。特に、高濃度のPCBが使用されている変圧器・コンデンサーは、処理期限が来年3月末までとなります。保管・使用されている方は、専門業者などに相談の上、PCB含有の有無を確認し、適切な処理をお願いします。

また、市では、PCBの掘り起こし調査を実施していますので、協力をお願いします。



募集

生活援助サービス従事者養成研修の受講者

地域包括ケア推進課事業推進係
☎27・8575

7月27日（火）～28日（水）、30日（金）（全3回）
時9時30分～15時30分
所総合保健福祉センター1
対市内居住者で、全日程を受講できる方
定10人（先着順）
申6月15日（火）からニチイ学館いわき支店へ電話（☎21・7898）またはファクス（☎21・7931）で

錦町地内保留地（宅地）を販売

勿来区画整理事務所 ☎63-2111

①販売区画数=8区画 ②1区画の面積=179.73㎡～306.74㎡ ③1㎡当たりの単価=44,700円～53,700円

申請事務所に備え付けの申込用紙（市ホームページからも入手可）に、必要書類を添えて提出（郵送も可）

期6月14日（月）～30日（水）必着

不動産登記に係る費用を補助など

住まい政策課空き家対策係
☎22・7593
sumaisetsaku@city.iwaki.lg.jp

不動産登記に係る費用を補助

「空き家バンクいわき」への登録を予定している空き家の所有者またはその相続人

事業者の省エネルギー対策を支援

環境企画課環境企画係
☎22・7528

事業者が所有する店舗や工場などに専門家を派遣して、省エネルギー対策を支援します。詳しくは、同課へお問い合わせください。

不動産登記に係る手数料や委託料
補助対象経費の2分の1以内（上限5万円）
10件程度（先着順）
空き家の改修費用を補助
自らが居住するため、「空き家バンクいわき」に登録されている空き家を、4月1日以降に購入または賃借する方
居室、浴室などの改修
補助対象経費の2分の1以内（上限5万円）
3戸程度（先着順）
案内（共通）
申請に備え付けの申請書に必要事項を記入し、〒970-1868 住まい政策課へ（直接持参・可）
期6月15日（火）～来年1月31日（月）消印有効

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給など

こども家庭課家庭支援係 ☎27-8563

○子育て世帯生活支援特別給付金を支給

公的年金などを受給かつ4月分の児童扶養手当の支給が全額停止となった方、または新型コロナウイルス感染症の影響により収入が児童扶養手当の受給者と同水準になった方

児童1人につき5万円

各地区保健福祉センター・支所（小名浜・内郷支所を除く）で

○児童手当現況届の提出を

5月分以前から児童手当を受給している方には、6月上旬に届け出用紙を郵送します。提出がない場合には、6月分以降の手当（10月支給予定）が差し止めとなりますので、6月30日（水）までに窓口または郵送で提出をしてください。

新型コロナウイルス感染症に関連する人権相談

市民生活課市民生活係 ☎22-7446
人権に関する相談をお受けします。

相談窓口	電話番号
誹謗中傷等被害の相談窓口	☎024-521-8647
みんなの人権110番	☎0570-003-110
子どもの人権110番	☎0120-007-110
女性の人権ホットライン	☎0570-070-810
外国語人権相談ダイヤル	☎0570-090-911
インターネット人権相談受付窓口	https://www.jinken.go.jp/